

○ 公務に起因する疾病の範囲について（平成2年3月14日消基発第119号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>二 （略）</p> <p>⑤ <u>次に掲げる電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</u></p> <p>ア <u>アルファ線、重陽子線及び陽子線</u></p> <p>イ <u>ベータ線及び電子線</u></p> <p>ウ <u>中性子線</u></p> <p>エ <u>ガンマ線及びエックス線</u></p> <p>三 （略）</p> <p>④ <u>電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害</u></p> <p>四 （略）</p> <p>① <u>公務上の災害の認定基準について（平成15年9月24日地基補第153号 地方公務員災害補償基金理事長通知）別表の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。以下同じ。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物の種類に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの</u></p> <p>③ <u>すす、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</u></p> <p>⑦ <u>石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚</u></p> <p>⑧ （略）</p> <p>⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事した</p>	<p>別紙</p> <p>二 （略）</p> <p>⑤ <u>電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</u></p> <p>三 （略）</p> <p>④ <u>せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群</u></p> <p>四 （略）</p> <p>① <u>別表の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物の種類に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの</u></p> <p>③ <u>すす、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</u></p> <p>⑦ （略）</p> <p>⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事した</p>

ため生じたことの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺と合併した次に掲げる疾病

ア 肺結核

イ 結核性胸膜炎

ウ 続発性気管支炎

エ 続発性気管支拡張症

オ 続発性気胸

カ 原発性肺がん

六 (略)

① 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

七 (略)

⑥ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

⑦ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

⑧ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

⑨ (略)

⑩ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

⑪ 一・二・ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

⑫ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

⑬ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

⑭ (略)

⑮ ①から⑭までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死

ため生じたことの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症

六 (略)

① 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

七 (略)

⑥ (略)

⑦ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

⑧ (略)

⑨ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ

⑩ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん

⑪ (略)

⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺塞栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞又は高血圧性脳症及びこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命に関わる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

一〇 （略）

（注）二から九までに掲げる疾病の取扱いについては、次によるものとする。

① 二から九まで（二の⑬、三の⑤、四の⑨、六の⑤及び七の⑮を除く。）に掲げる疾病は、当該疾病に係る当該各号の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因になるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとして取り扱うものとする。

② 二から四まで及び六から八までに掲げる「これらの疾病に付随する疾病」並びに九に掲げる「これに付随する疾病」とは、それぞれ当該各号の疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該各号の疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。

なお、三の「これらの疾病に付随する疾病」には、三の③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれるものとする。

八 （略）

（注）

第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる「これらの疾病に付随する疾病」とは、それぞれ当該各号の疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該各号の疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。

別表 （略）

○ 脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について（平成 14 年 11 月 18 日消基発第 334 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を「<u>公務に起因する疾病の範囲について</u>」（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）別紙の八に該当する疾病として認定するためには、医学経験則上、当該疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。）等の基礎的病態を公務による<u>強度の精神的又は肉体的負荷</u>（以下「過重負荷」という。）が原因になって加齢、一般生活などにおける<u>自然的経過を超えて著しく増悪させ</u>、発症したものと認められることが必要となります。</p>	<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を「<u>公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病</u>」と認定するためには、医学経験則上、当該疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。）等の基礎的病態を公務による精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）が原因になって加齢、一般生活などにおける<u>自然的経過以上に著しく増悪させ</u>、発症したものと認められることが必要となります。</p>

○ 精神疾患等の公務上外の認定について（平成12年6月2日消基発第170号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分（別紙を除く））

改正後	改正前
<p><u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、国際疾病分類第10回修正版第V章「精神および行動の障害」に分類される精神疾患（器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く。以下「精神疾患」という。）又は精神疾患に起因する自殺等の自損行為による負傷、疾病若しくは死亡を「公務に起因する疾病の範囲について」（平成2年3月14日消基発第119号）別紙の九に該当する疾病として認定するためには、精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること、並びに公務以外の負荷及び側要因により精神疾患を発症したとは認められないこと、の要件をいずれも満たしていることが必要になります。</u></p> <p>これらの認定に当たっては、医学上、精神疾患の発症原因に関し具体的症例について検討を要するものが多いと考えられるため、下記事項を調査のうえ、<u>別紙「精神疾患等の認定調査票」</u>により、<u>基金に協議されるよう</u>お願いします。</p>	<p><u>外傷後ストレス障害等の精神疾患等（以下「精神疾患」という。）又は精神疾患に起因する自殺等の自損行為による負傷、疾病若しくは死亡（以下「死亡等」という。）を「公務に起因する疾病の範囲について」（平成2年3月14日消基発第119号）の8の⑦の「公務と相当因果関係をもって発症したことが明らかな疾病」と認定するためには、精神疾患の発症前に公務遂行上の諸事情の重積により、<u>当該疾患の発症原因とするに足る過重負荷を受けていたと医学的に認められることが必要</u>です。</u></p> <p>これらの認定に当たっては、医学上、精神疾患の発症原因に関し具体的症例について検討を要するものが多いと考えられるため、下記事項を調査のうえ、<u>予め基金に協議されるよう</u>お願いします。</p>

精神疾患等の認定調査票

I 消防団員等に関する調査事項		
1. 基礎的事項		
ふりがな 本人氏名： (男・女) 昭和・平成 年 月 日生 (発生時 歳・死亡時 歳)		
身分種別： <input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		
所属： 消防団	階級：	勤務年数： 年 月
消防団の組織図： <input type="checkbox"/> 有 (別添) <input type="checkbox"/> 無		
年間行事計画書： <input type="checkbox"/> 有 (別添) <input type="checkbox"/> 無		
2. 災害発生状況等		
発生日時：平成 年 月 日 () 時 分頃		発生場所：
傷病名等 (ICD-10)：		
災害発生時の概況：		
災害発生現場の見取図等 (自殺 (未遂を含む。)) の場合のみ → <input type="checkbox"/> 有 (別添) <input type="checkbox"/> 無		
本人又は家族の申立書 → <input type="checkbox"/> 有 (別添) <input type="checkbox"/> 無		
3. 災害発生前の活動状況等 (災害発生6か月前から災害発生時までの活動状況等の遷移が分かるように記述すること)		
本人の所属する組織全体の活動状況：		
本人の通常の活動内容と災害発生前の活動内容の詳細及びそれらの比較		
本人の通常の活動内容：		
本人の災害発生前の活動内容：		
消防団活動に関連した異常な出来事への遭遇		
<input type="checkbox"/> 有 → 目撃者等の証言等異常な出来事の内容が分かる資料： <input type="checkbox"/> 有 (別添)		
<input type="checkbox"/> 無		
「有」の場合は、その具体的な内容 (発生した時間及び場所を含む。) 及び原因：		
災害発生日及び災害発生前1か月間の活動状況の詳細：		
災害発生前6か月間の活動状況 (過重な負荷となる可能性のある公務が災害発生前の6か月前から引き続いている場合には、その全期間についての勤務状況を調査すること)：		
II 本人の職業 (勤務者・自営業者) に関する調査事項		
1. 基礎事項		
勤務者の場合		
所属企業名：		役職名：
所属企業の組織図： <input type="checkbox"/> 有 (別添) <input type="checkbox"/> 無		
自営業者の場合		
業種：	事業年数： 年 月	事業内容：
本人の業務内容：		

2. 災害発生前の業務従事状況等
本人の属する組織全体の業務状況：
本人の業務内容及び分担状況（災害発生6か月前から災害発生時までに異動があった場合は異動ごとに記述すること）
本人に通常割り振られた業務内容：
本人に特に割り振られた業務内容：
災害発生時の職への就任年月日：平成 年 月 日 （なお、現在の担当業務が災害発生時と異なる場合にはその担当時期：平成 年 月 日）
災害発生前6か月間の勤務状況：

III その他（日常生活等）に関する調査事項

1. 災害発生前の本人の言動等
消防団活動における言動：
言動に対する消防団の対応：
職場における言動：
言動に対する職場の対応：
家庭における言動：
言動に対する家族の対応：
2. 災害発生時の医師の所見等
精神疾患に関する主治医の診断書・意見書等
主治医の診断書・意見 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（別添）
診療録又は診療要約等 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（別添）
3. 健康状況等
定期健康診断等の記録、指導区分及び事後措置の内容（過去5年間）： <input type="checkbox"/> 有（別添）
精神疾患に関する既往歴 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
「有」の場合は、その内容（診断名、医療機関名、治療状況、時期、期間、療養経過を含む。）
主治医の診断書・意見 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（別添）
診療録・診療要約 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（入手不可の場合）
常用薬服薬 → <input type="checkbox"/> 有（内容 ） <input type="checkbox"/> 無
4. 日常生活等
災害発生前6か月間の生活状況：

私生活上の事故（交通事故、犯罪被害等）、離婚、経済問題（多額の借金等）等の心配事、家族・親族等についての心配事（負傷、疾病、死亡、事故等） → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「有」の場合は、その発生時期と具体的内容：
5. 趣味、嗜好、家族状況等 趣味、スポーツ等：
嗜好品 → <input type="checkbox"/> 日本酒（ 合/日） <input type="checkbox"/> ビール（ 本/日） <input type="checkbox"/> 洋酒（ 杯/日） <input type="checkbox"/> その他（ ）（ 杯/日）
家族構成（うち同居している家族は○で囲むこと）： <input type="checkbox"/> 有（別添）
本人の性格 職場からみて：
家族からみて：
6. 解剖所見等 解剖所見：
警察署の意見：
遺書又は遺言 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「有」の場合は、その具体的内容：
7. その他 その他参考となる資料： <input type="checkbox"/> 有（別添）

備考 1 用紙サイズはA4とするが、各欄の大きさ及び調査票の枚数は、記載内容に応じたものとする。
2 該当する□には✓印を記入すること。